

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う農林水産省関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十一年十二月二十二日
内閣総理大臣 小 渕 恵 三

政令第四百十六号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う農林水産省関係政令の整備等に関する政令

内閣は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(植物防疫法施行令の一部改正)

第三十三条

植物防疫法施行令(昭和五十一年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(病害虫防除所の基準)

第三条

法第三十二条第五項の政令で定める基

準は、双眼実体顕微鏡、理化学用の滅菌器その他の有害動物又は有害植物の種類を迅速かつ的確に識別するために必要なものとして農林水産大臣の定める設備又は器具を有するものであることとする。

附 則
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十二條

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 小淵 恵三

大蔵大臣 宮澤 喜一

厚生大臣 丹羽 雄哉

農林水産大臣 玉沢徳一郎